

グリーン購入実践プラン滋賀（G Pプラン滋賀）登録制度実施要領

1 目的

グリーン購入とは、商品・サービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、循環型社会システムの構築において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」および「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に基づく取り組みは極めて重要な鍵を握っている。

このことから、県内中小企業者等を対象に「グリーン購入実践プラン滋賀登録制度」（以下「G Pプラン滋賀」という。）を運営し、グリーン購入およびCO₂ネットゼロ社会づくりに繋がる活動に取り組む事業者の裾野を広げ、環境保全活動の促進を図ることを目的とする。

2 運営主体

滋賀県からG Pプラン滋賀の運営委託を受けた一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク（以下「S G N」という。）とする。

3 G Pプラン滋賀登録事業者の要件

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) (1)のうち会社および個人にあつては中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）およびその他の事業者であること。
- (3) 次のいずれかの登録を受けた者をいう。

ア G Pプラン滋賀支援プログラムに参加することをもって、G Pプラン滋賀の登録を受けた者（以下「支援プログラム参加登録事業者」という。）

イ S G Nに会員登録を受けていることをもって、G Pプラン滋賀の登録を受けた者（以下「S G N会員登録事業者」という。）

4 申請手続き

- (1) G Pプラン滋賀の新規および更新の登録を受けようとする者は、登録申請書に必要な書類を添付して、S G Nに提出するものとする。
- (2) 新たに登録を受けようとする場合は随時に、登録の有効期間の満了に際し更新の登録を受けようとする場合は当該有効期間の満了日の属する年度の1月11日から2月末日までの間に、それぞれ申請を行うものとする。
- (3) 新たに登録を受けようとする場合は、S G Nが実施する「G Pプラン滋賀支援プログラム」の「基礎研修会」を原則として登録の前に受講するものとする。

(4) 支援プログラム参加登録事業者として登録を受けようとする者は、グリーン購入の組織的実践を宣言し、次に掲げる事項を行うこととする。

ア 環境物品等の調達方針の作成

イ グリーン購入の目標設定

ウ グリーン購入実践の自己評価

エ CO₂ネットゼロに係る事業活動の自己評価

5 審査、登録および公表

(1) SGNは、前条の申請があったときはその内容の審査を行い、適格と認められた者について、GPプラン滋賀に登録を行うとともに登録証を交付するものとする。

(2) 登録の有効期間は、登録日から登録日の属する年度の3月31日までとする。

(3) SGNは、GPプラン滋賀登録事業者をSGNのホームページ等で公表するものとする。

6 支援プログラム参加登録事業者の実践事項

支援プログラム参加登録事業者は、次の事項を行わなければならない。

(1) SGNが実施する「GPプラン滋賀支援プログラム」に参加すること。

(2) 年度ごとにグリーン購入等に係る実績報告書を所定の期日までにSGNに提出すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、SGNが作成する「GPプラン滋賀参加の手引き」（以下「参加の手引き」という。）で定められている事項。

7 SGN会員登録事業者の実践事項

SGN会員登録事業者は、次の事項を行わなければならない。

(1) SGNの活動に参加すること。

(2) SGNが実施する「グリーン購入キャンペーン」に参加すること。

(3) 年度ごとにグリーン購入等に係る取組内容報告書を所定の期日までにSGNに提出すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、参加の手引きで定められている事項。

8 登録の取消しまたは変更

(1) SGNは、GPプラン登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

ア 3に掲げる事項に該当しなくなったとき。

イ 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(2) SGNは、GPプラン滋賀登録事業者が次の項目に該当するときは、当該登録を取り消し、または参加の手引きで定めている登録の種類をSTEP2からSTEP1に

変更する。

ア 6の(1)から(2)または7の(1)から(3)に掲げる事項を行わなかったとき。

9 再登録

前項(1)のイまたは(2)において登録の取消になった者は、取消になった日から6か月間は、新たに登録を受けることができないものとする。

10 G Pプラン滋賀登録事業者の報告

S G Nは、G Pプラン滋賀登録事業者のG Pプラン滋賀支援プログラム参加状況等について、県の必要に応じて随時滋賀県会計管理局管理課に報告するものとする。

11 調査

会計管理局管理課またはS G Nは、G Pプラン滋賀登録事業者のグリーン購入の実践および環境保全活動の状況確認のため、実地調査をすることができる。

12 事業評価

S G Nは、G Pプラン滋賀登録事業者について、6または7の事項が適切に実施されているかを評価するものとする。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年3月10日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月4日から施行する。

この要領は、令和5年10月16日から施行する。

